

議案第 9 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の7の25の項の(1)のエの(イ)中「28,000円」を「17,000円」に改め、同項の(2)のエの(ア)の(ii)中「142,000円」を「108,000円」に改め、同項の(2)のエの(イ)の(ii)中「407,000円」を「317,000円」に改め、同項の備考の(1)のイ中「28,000円」を「17,000円」に改め、同項の備考の(2)のイ中「190,000円」を「146,000円」に改め、同項の備考の(3)のイ中「28,000円」を「17,000円」に改め、同項の備考の(4)のアの(イ)中「142,000円」を「108,000円」に改め、同項の備考の(4)のイの(イ)中「407,000円」を「317,000円」に改め、同表の7の29の項の(1)のウの(イ)中「26,000円」を「16,000円」に改め、同項の(2)のウの(ア)の(ii)中「142,000円」を「108,000円」に改め、同項の(2)のウの(イ)の(ii)中「358,000円」を「277,000円」に改め、同項を同表の7の31の項とし、同表の7の28の項中「27の項」を「29の項」に改め、同項を同表の7の30の項とし、同表の7の27の項の(1)のエの(イ)中「26,000円」を「16,000円」に改め、同項の(2)のエの(ア)の(ii)中「142,000円」を「108,000円」に改め、同項の(2)のエの(イ)の(ii)中「358,000円」を「277,000円」に改め、同項の備考の(1)中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削り、同項を同表の7の29の項とし、同表の26の項の次に次のように加える。

<p>27 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p>	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物（非住宅部分に限る。以下この項において同じ。）が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものである場合</p> <p>ア モデル建築物基準Bによる場合 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 26,000円</p> <p>イ その他の場合 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 30,000円</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア モデル建築物基準Bによる場合 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 108,000円</p> <p>イ その他の場合 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 277,000円</p> <p>備考 モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。</p>
<p>28 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築</p>	<p>27の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額</p>

物エネルギー消 費性能適合性判 定に係る審査
------------------------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



## 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない規模の下限が引き下げられることから、建築関係手数料に関する規定を整備しようとするものである。





野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例 (昭和51年野田市条例第4号)

改 正 案		現 行	
別表(第2条第1項) 1~6 (略) 7 建築関係手数料		別表(第2条第1項) 1~6 (略) 7 建築関係手数料	
手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)	手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)
(略)		(略)	
25 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(申請に係る建築物が、住宅の用途のみに供する建築物又は住戸の部分のみを認定の申請の対象とする複合建築物である場合にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関。以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これらに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア~ウ (略) エ 非住宅建築物 (ア) (略) (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル	25 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(申請に係る建築物が、住宅の用途のみに供する建築物又は住戸の部分のみを認定の申請の対象とする複合建築物である場合にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関。以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これらに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア~ウ (略) エ 非住宅建築物 (ア) (略) (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル

	<p>ルを超えるもの <u>17,000円</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 非住宅建築物</p> <p>(ア) モデル建物法による場合</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの <u>108,000円</u></p> <p>(イ) その他の場合</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの <u>317,000円</u></p> <p>オ (略)</p> <p>備考</p> <p>(1) 共用部認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める金額をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 <u>17,000円</u></p> <p>(2) 共用部認定費相当額Bとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める金額をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 <u>146,000円</u></p> <p>(3) 非住宅部分認定費相当額Aとは、申請</p>		<p>ルを超えるもの <u>28,000円</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 非住宅建築物</p> <p>(ア) モデル建物法による場合</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの <u>142,000円</u></p> <p>(イ) その他の場合</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの <u>407,000円</u></p> <p>オ (略)</p> <p>備考</p> <p>(1) 共用部認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める金額をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 <u>28,000円</u></p> <p>(2) 共用部認定費相当額Bとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める金額をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 <u>190,000円</u></p> <p>(3) 非住宅部分認定費相当額Aとは、申請</p>
--	--	--	--

	<p>に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める金額をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 <u>17,000円</u></p> <p>(4) 非住宅部分認定費相当額Bとは、申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める金額をいう。</p> <p>ア モデル建物法による場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 300平方メートルを超える場合 <u>108,000円</u></p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 300平方メートルを超える場合 <u>317,000円</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>		<p>に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める金額をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 300平方メートルを超える場合 <u>28,000円</u></p> <p>(4) 非住宅部分認定費相当額Bとは、申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める金額をいう。</p> <p>ア モデル建物法による場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 300平方メートルを超える場合 <u>142,000円</u></p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 300平方メートルを超える場合 <u>407,000円</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>
	(略)		(略)
<p>27 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p>	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物(非住宅部分に限る。以下この項において同じ。)が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものである場合</p> <p>ア モデル建築物基準Bによる場合</p> <p>建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの <u>26,000円</u></p> <p>イ その他の場合</p> <p>建築物の延べ面積が</p>		

	<p>300 平方メートル以上 のもの 30,000 円</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア モデル建築物基準 B による場合 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上 のもの 108,000 円</p> <p>イ その他の場合 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上 のもの 277,000 円</p> <p>備考 モデル建築物基準 B と は、建築物エネルギー消 費性能基準等を定める 省令(平成 28 年経済産業 省・国土交通省令第 1 号) 第 1 条第 1 項第 1 号ロに 定める基準をいう。</p>		
28 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関す る法律第 12 条第 2 項又 は第 13 条第 3 項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定に係る審 査	27 の項の右欄の区分に応 じ、それぞれ定める金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額		
29 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関す る法律第 34 条第 1 項の 規定に基づ く建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画の認定 の申請に対 する審査	(1) 登録建築物エネル ギー消費性能判定機関 等により建築物のエネ ルギー消費性能の向上 に関する法律第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に 適合していると認めら れたものその他これに 類するものとして市長 が定めるものである場 合 次に掲げる建築物 の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額 ア～ウ (略)	27 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関す る法律第 34 条第 1 項の 規定に基づ く建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画の認定 の申請に対 する審査	(1) 登録建築物エネル ギー消費性能判定機関 等により建築物のエネ ルギー消費性能の向上 に関する法律第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に 適合していると認めら れたものその他これに 類するものとして市長 が定めるものである場 合 次に掲げる建築物 の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額 ア～ウ (略)

	<p>エ 非住宅建築物  (ア) (略)  (イ) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの <u>16,000 円</u></p> <p>(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  ア～ウ (略)</p> <p>エ 非住宅建築物  (ア) モデル建築物基準 A による場合  (i) (略)  (ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの <u>108,000 円</u>  (イ) その他の場合  (i) (略)  (ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの <u>277,000 円</u></p> <p>備考  (1) モデル建築物基準 A とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>		<p>エ 非住宅建築物  (ア) (略)  (イ) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの <u>26,000 円</u></p> <p>(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  ア～ウ (略)</p> <p>エ 非住宅建築物  (ア) モデル建築物基準 A による場合  (i) (略)  (ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの <u>142,000 円</u>  (イ) その他の場合  (i) (略)  (ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの <u>358,000 円</u></p> <p>備考  (1) モデル建築物基準 A とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
<p>30 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更</p>	<p>29 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額  備考  (1) 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物(計画の変更に係る建築</p>	<p>28 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更</p>	<p>27 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額  備考  (1) 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物(計画の変更に係る建築</p>

<p>の認定の申請に対する審査</p>	<p>物に限る。)の29の項の右欄の区分ごとにそれぞれ定める額の合計額とする。</p> <p>(2) 申請建築物及び他の建築物の金額は、建築物(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限る。)の29の項の右欄の区分ごとにそれぞれ定める金額又はそれらの金額の合計額とする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>の認定の申請に対する審査</p>	<p>物に限る。)27の項の右欄の区分ごとにそれぞれ定める額の合計額とする。</p> <p>(2) 申請建築物及び他の建築物の金額は、建築物(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限る。)の27の項の右欄の区分ごとにそれぞれ定める金額又はそれらの金額の合計額とする。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 非住宅建築物</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの <u>16,000円</u></p> <p>(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 非住宅建築物</p> <p>(ア) モデル建築物基準Bによる場合</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 建築物の延べ面積が300平方</p>	<p>29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 非住宅建築物</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの <u>26,000円</u></p> <p>(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 非住宅建築物</p> <p>(ア) モデル建築物基準Bによる場合</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 建築物の延べ面積が300平方</p>

	<p>メートル以上のもの <u>108,000 円</u></p> <p>(イ) その他の場合</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの <u>277,000 円</u></p> <p>備考 (略)</p>		<p>メートル以上のもの <u>142,000 円</u></p> <p>(イ) その他の場合</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの <u>358,000 円</u></p> <p>備考 (略)</p>
8~11 (略)		8~11 (略)	

